



令和8年度

業務推進事務打合せ会議

令和8年11月11日

公益財団法人
畜産近代化リース協会

本日の議事

・理事長挨拶
・職員紹介

1　リース活用術（畜産関係施設貸付事業の概要）
2　畜産関係施設貸付事業の留意点
（1）委託事業
（2）中古機械、部分貸付
（3）貸付申請に際して
（4）動産総合保険、信用保険等

公益財団法人
畜産近代化リース協会

畜産事業部　担当職員　紹介

氏名	担当業務、地域
伊藤和夫	畜産事業部長、担当理事
戸倉　智	全体統括、委託事業、調査研究事業 担当地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
山中　康宏	担当地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、茨木県、（馬事事業部兼務）
藤本　陽	担当地域：山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県
渡邉　恵子	契約変更、保険業務等 担当地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県
内田　壽子	貸付料請求システム等 担当地域：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県



リース活用術

（畜産関係施設貸付事業の概要）

Chapter 1

農家が機械を導入する方法は？



機械導入の方法

自己資金

◎ **資金があればコレ**

（こんな時は）⇒⇒

△ 運転資金を確保

△ 機械代金が高い

金融機関からの借入

◎ **制度資金の利用**

◎**利子助成、長期償還**

△ 金利上昇

△ 既に借入

△ 審査厳格、手続時間

リース･レンタル･割賦

◎ **負担少なく導入**

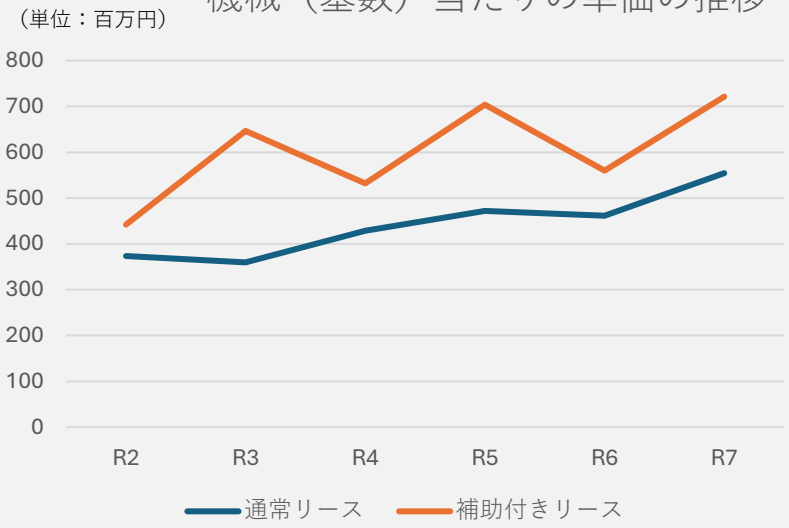
◎ **運転資金を確保**

◎ **審査緩やか**

◎ **早期調達**

価格上昇

機械（基数）当たりの単価の推移

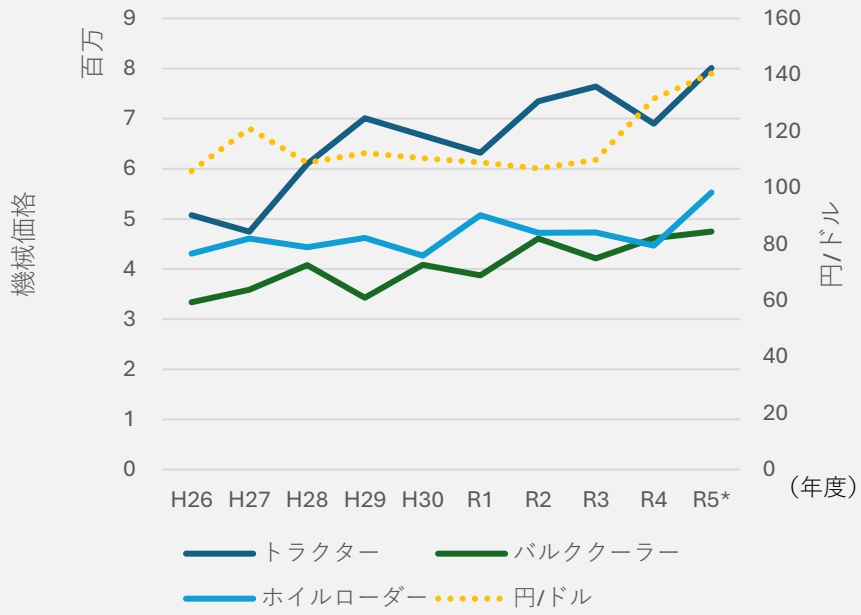


リース単価
5年で
約1.5倍

高度化
大型化

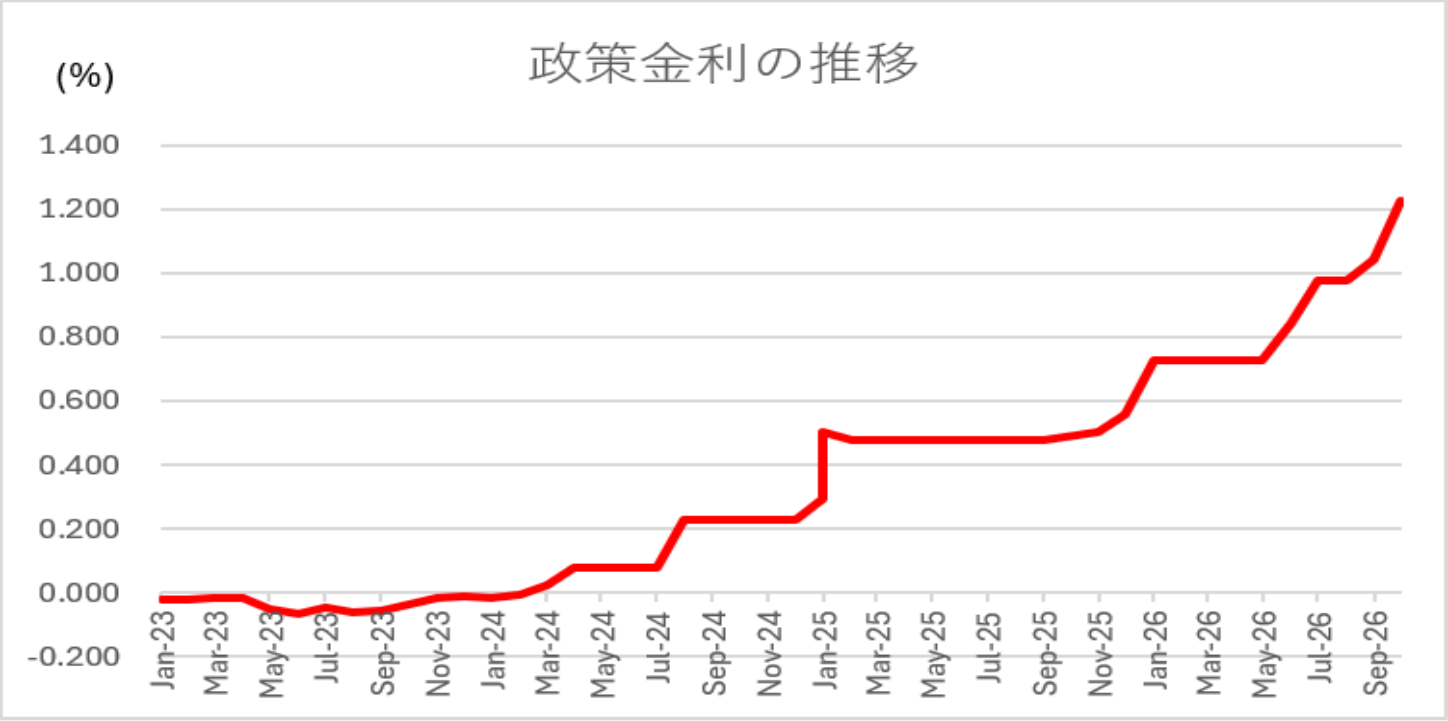
機械価格
10年で
1.5倍
当協会調べ

貸付実績の多い機械価格の推移（10年間）



金利上昇

マイナス金利 → ゼロ金利 → １．２５％



銀行からの借入



長期貸出（1年以上）

国内銀行：1.944%

- 都市銀行：2.165%
- 地方銀行：1.797%
- 信用金庫：2.155%

短期貸出（1年未満）

国内銀行：1.452%

- 都市銀行：1.558%
- 地方銀行：1.449%
- 信用金庫：2.241%

政策金利

1.25%

（R8.11）



（参考）融資を受ける際に必要となる費用

① 保証料（信用保証協会）
② **融資取扱手数料（銀行）**
③ 印紙税（契約書）
④ **担保設定費用（農機具等）**
　　登録免許税（動産・債権譲渡登記）
　　司法書士報酬（動産・債権譲渡登記）
⑤ その他　動産保険、条件変更・繰上返済時の手数料
　　証明書発行料　等

制度資金を利用しよう

機械導入に使える制度資金

資金名	対象	金利	償還期間	
スーパーL資金	認定農業者	2.35～3.40% (0.35～1,40%)	25年	◎
農業近代化資金	農業者全般	2.00～3.4% (0.00～1.40%)	20年	◎ PB
経営体育成強化資金	認定外担い手	3.40%	25年	◎
青年等就農資金	新規就農者	無利子	17年	◎
農業改良資金	六次産業化等	無利子	12年	○
畜産経営環境調和推進資金	畜産農家(環境機械)	3.40%	15～20年	○
スーパーS資金	認定農業者(借換)	2.40%	計画期間	△ PB
セフティーネット資金	災害等	2.35～3.40%	15年	○

※償還期間は〇〇年以内。**据置期間**あるものあり。金利は償還期間で異なる場合あり

※特例に注意（例）・スーパーL資金：**2%限度に５年間利子助成**、長期償還、含運転資金、家畜導入も

・農業近代化資金：認定農業者（**2%限度に５年間**）

・**都道府県による利子補給**、事務費補助、担保要件緩和　など

（令和8年10月20現在、基本金利は3.40%（10月1日以降））

制度資金のデメリット

◎　手続き・審査の負担

- 申請手続きが煩雑で時間がかかる（計画作成等）。
- 審査要件が厳格（複数機関による審査・確認）

審査要件（認定農業者、経営改善計画、投資効果、返済計画）

◎　制度利用後の負担

- 計画の進捗報告、補助・利子取消リスク

◎　その他

- 担保・保証要件が厳しい
- 使途限定、内容変更が困難
- 利子補給は期間限定

など

機械導入の方法

自己資金

◎ **資金があればコレ**

（こんな時は）⇒⇒

△ 運転資金を確保

△ 機械代金が高い

金融機関からの借入

◎ **制度資金の利用**

◎**利子助成、長期償還**

△ 金利上昇

△ 既に借入

△ 審査厳格、手続時間

リース･レンタル･割賦

◎ **負担少なく導入**

◎ **運転資金を確保**

◎ **審査緩やか**

◎ **早期調達**

リースとレンタルの違いは？

リース	レンタル
農家が自由に機種を選べ、価格交渉も可	レンタル会社の機械に限定
保守点検は原則農家	レンタル会社に保守点検義務
リース終了後は農家所有へ＊	短期可。長期は不利
途中解約不可	
リース債権	会計処理が最も簡易

畜産機械少ない、利用時期重複

AKTIO

kanamoto

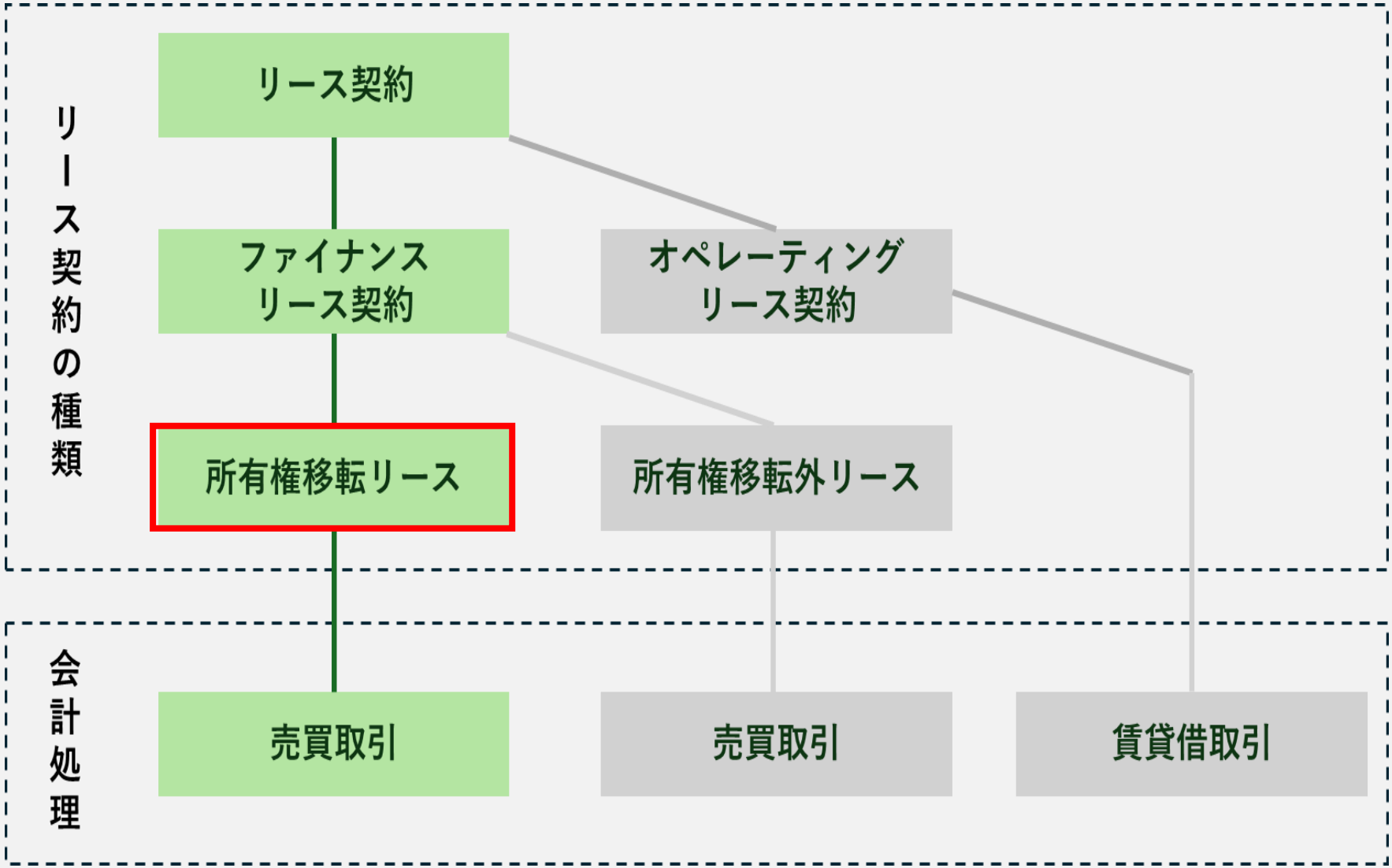
NIKKEA

リース活用

メリット	デメリット
初期費用が抑えられる。	途中解約不可
銀行より審査が容易	リース期間中はリース会社に所有権
最新機械の更新が容易	直接購入より割高

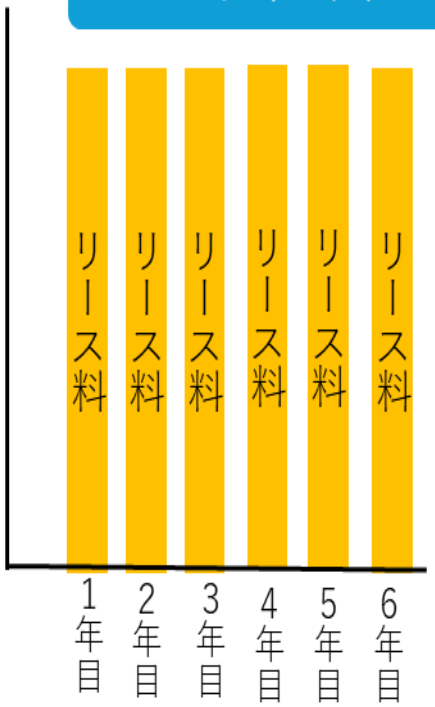
経理上の安定性、投資コストの平準化、金利変動リスク小

リースの種類


リース契約の種類
リース契約
ファイナンス
リース契約
オペレーティング
リース契約
所有権移転リース
所有権移転外リース
会計処理
売買取引
売買取引
賃貸借取引

リースの種類

ファイナンスリース



農家等所有へ

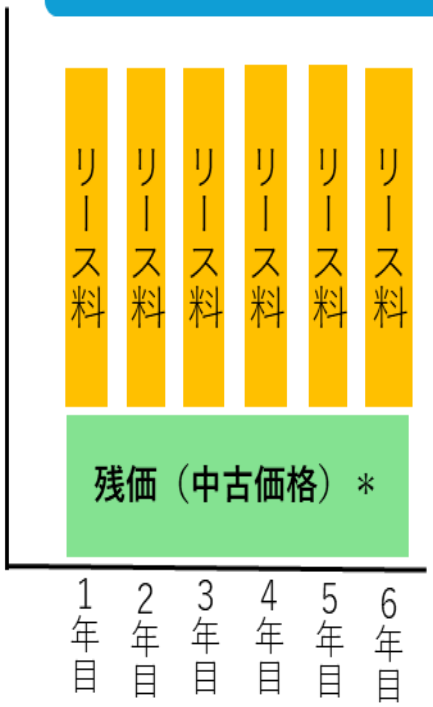
所有権移転
ファイナンスリース

リース会社所有継続

所有権移転外
ファイナンスリース

・リース継続
・リース終了

オペレーティングリース



リース会社所有継続
・リース継続
・リース終了
・中古販売　等

＊残価の設定は、
様々あり

団体関係リース
畜産クラスター事業

民間リース会社に多い
※残価設定タイプの
ファイナンスリースもあり

（参考）　R9年度からの新リース会計制度

新リース会計制度の適用により、借手は原則として全てのリースにつき使用権資産及びリース負債を計上することとなりますが、当協会のリース方式は従来よりファイナンスリースとして処理されているため、農家側の会計処理に大きな変更は生じません。

畜近リースの特徴？

２つのリース方式

☆　転貸方式　　通常リース　　（借受者）　　（最終借受者）

畜産近代化リース協会 → 農協等 → 生産者

（貸付）　　（再貸付）

国の補助金 <畜産クラスター事業>（畜産特定補助リース）

☆　直貸方式

（借受者）

畜産近代化リース協会 → 生産者

（貸付）

※農協等に事務委託

＜ICT 事業、楽酪 GO 事業等＞

（導入促進負担リース）

国等の補助金

リース契約の仕組み

農家等



再貸付
リース契約

リース料支払
リース機械使用

組合

農業協同組合等

転貸方式リース

リース機械決定 ①
リース機械の受渡・検収 ⑤

メーカー・販売会社



機械代金支払
④

売買契約 ③

リース料支払 ⑥
リース機械使用

リース契約 ②

リース

畜産近代化リース協会

保険会社

動産総合保険、
信用保険の付保

集乳・乳代の乳業システムに合致！

畜近リースの苦手なところ

- **民間による直貸方式が主力**でなき、**農協の力をお借りするリース事業**。

　なお、各農協におかれては、再貸付手数料を徴収するところがありますが、関係機関からのご指導もあり、2.5％を限度とするようお願いいたします。

- **農家の軒先で書類づくりのお手伝いはできません。。**

・農家が頼りにできる農協の取組として最適な商品
・乳代から天引きできる専門酪農協に適した仕組
・農家の経営把握の一つに

\ 畜近リース利用の5つのメリット /

1 自由な機械選定

ご自身で機種・販売業者を選定し、自ら価格交渉！
中古機械もOK!

2 迅速な手続き

申請受付から契約まで約70%が3営業日以内！
（※通常リース・令和6年度実績）

3 簡素な審査

農協等を通じてのリース申請となるため、審査書類も少なく手続きがスムーズ！

4 低利でわかりやすい支払額

機械代金以外は貸付利子（年率0.7%）と保険料のみ！
頭金・サービス料・手数料なし！

5 広範なリース対象

畜産に関する機械・設備であればOK!部分貸付や設置工事費・運搬費等の諸経費も対象！

①自由な機械選定

メーカー、機種もご自身で選定
価格交渉もご自身で可能







中古機械

部分貸付け



設置費用も可

②迅速な手続き

申請受付から契約まで
約７０％が３営業日内

③簡素な審査

農協等を通じてのリース申請なので、審査書類も少なく手続がスムーズ





④低利でわかりやすい支払額

貸付料率（付加貸付料）０．７％は業界最安値



※写真はイメージです

リース参考

貸付期間6年、110万円(消費税込)で
バーンクリーナーチェーンを
交換した場合の
リース料総額の試算

設置費用(作業費等)もリース料に含まれます。
(令和8年4月貸付開始・譲渡価格0%選択の場合)

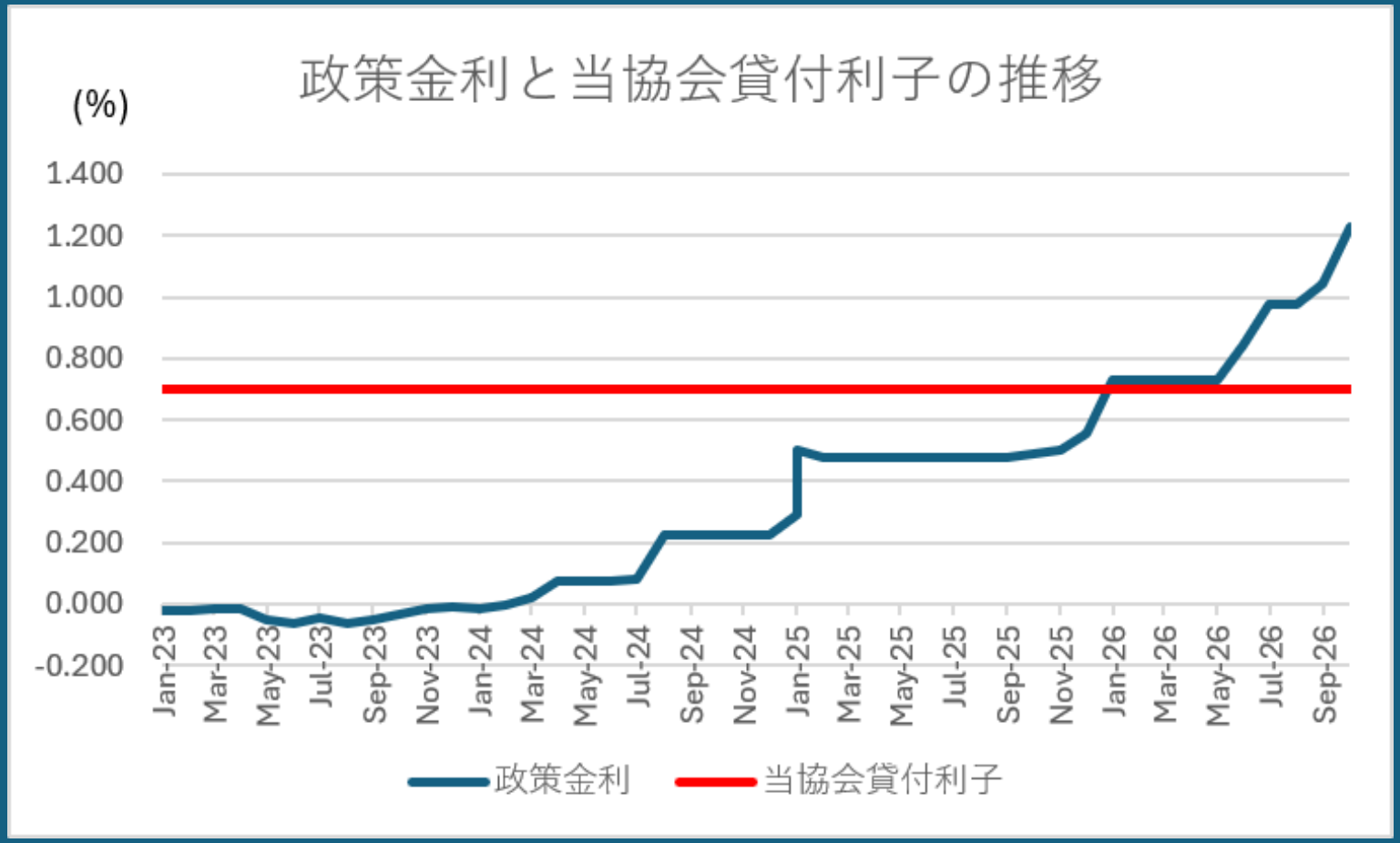
附加貸付料率は**0.7%**を令和8年度も継続！
(令和4年度1.0%→0.7%)

支払総額 **1,133,753円**

●基本貸付料	1,000,000円
●消費税額	100,000円
●附加貸付料	22,743円
●動産保険料	11,010円

サービス料や手数料一切なし

金利上昇の時代に0．7%貸付利子



⑤広範囲なリース対象



その他
各種検査機器、消毒器具、アイスクリーム製造機、六次化売店釣銭機
食肉加工機械、電殺器、業務用パソコン、牧場ソーラーパネル、
バンクリーナーのチェーン等

まだまだある畜近リースの優れもの

- いつでも：時期を選ばず、リース可能。現在は意向調査、割り当てなし。
- 容易に：担保不要、原則、連帯保証不要
- 農協も：農協、地方公共団体出資団体、農協へは直接貸与可能（家畜改良センター、県食肉処理場なども利用）
- 明快会計：減価償却、消費税控除も可能

なぜ好条件のリース事業が実現できるのか？

公益財団法人
畜産近代化リース協会 のリース事業は、

地方競馬全国協会の支援による事業基本金を原資として畜産協会等畜産関係団体、農業協同組合及び農協業同組合連合会、販売業者等の協力を得て実施しています。



みんなのくらしと地方競馬 KEIBA CHIKUSAN CHIKUSAN KEIBA



我々の思い

我々の思い

- 皆様とともに農林水産省、地方公共団体、関係団体が畜産を振興するため、**畜産経営に貢献する**ため、畜産がなくなれば、私たちの仕事がなくなるとの危機感を持って、一体的に支援、事業を続けることが重要。

- 現場の力が何より大事。皆様の力が必要。

- 農家の正しい判断を導くためには、多くの選択肢を提示し、その中から最も適切な選択を導くことが重要。そのためには、その選択肢を適切に理解し、農家に説明する能力も求められる。

その選択肢として、我々も貢献したいし、
選択に値するリース事業だと思っています。



畜産関係施設貸付事業の留意点
（1）委託事業

Chapter 2

貸付事業指導等事業
委託事業

委託事業の実施にあたって

- 委託費の使用は全体の限度額内で柔軟に
- 令和７年度、全体的に引上げ方向で算定方法を調整しました

～日頃よりご協力いただき、ありがとうございます～

お問合せのある事項

- 貸付中の調査対象の機械がない（計画作成時）
 …計画は仮で構いませんので、年度内に現地調査を実施するものとして計画の作成をお願いします

- 人件費の割合が2/3を超えてしまう（実績）
 …どうぞ事前にご相談ください

- 機械施設の確認　と　新規開拓　の間で流用　OK

- 計画と実績で費目が一致していなくても　OK
 …計画と同じ費目しか使用できない？…✕
 計画書どおりの担当者が調査・出張しないとダメ？…✕

実施報告・完了報告における実施日数について

- 実施報告書での実施日数・時間数

- 完了報告書で請求されている人件費、旅費等費用に係る計上日数・時間数

⇒一致するように

記載をお願いいたします

（一致しない場合は備考欄で説明）

道府県畜産協会への指導等委託事業について

現地確認調査にご協力を！

- 畜産協会から農協等（借受者や再貸付団体）へ連絡を取った上で実施
- 必要に応じて立会いを依頼



- 農協等におかれましては、調査立会い、日程調整などの畜産協会からの依頼に、できる限りご協力をお願いいたします。

指導等委託事業の調査結果について

問　　題　　点	該当年次（件数）				
	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
（契約書関連）					
1　再貸付・再々貸付契約書の紛失	0	0	0	0	0
2　再貸付・再々貸付契約書の不備	4	2	7	8	0
3　最終借受者の名義変更手続きの失念	0	1	0	0	1
4　合併による組合名の変更手続きの失念	0	0	0	0	0
5　畜舎の移転等により設置場所の相違	0	0	0	0	0
6　車両保険の未加入	0	0	0	0	0
7　台帳と型式番号等の相違	5	0	0	1	0
（施設の管理と使用関連）					
1　当協会の標示（リース番号）の欠落、消失、誤記	2	11	10	1	5
2　貸付機械施設の故障、交換、不使用等	0	2	0	1	0
3　畜産の廃業	0	0	0	0	0
合　　計	11	16	17	11	6



畜産関係施設貸付事業の留意点
（2）中古機械、部分貸付

Chapter 2

中古機械の貸付け
留意点

中古機械リースのご案内

- 畜産関係のどんな種類の機械でも
- 古い機械　残存０年でも貸付け可

条件が合えば少ない負担で導入・更新可能

※新品時の販売価格を上回らないこと



中古機械の貸付け　まとめ

- 畜産関係のどんな種類の機械でも
- 残存０年以下でも貸付け可
- 要「古物商許可」…農協、販売業者
 （取得は最寄の警察署へ）
- 貸付年数は短縮・延長不可
- 「中古の貸付施設申告書」提出
- 新品時の販売価格を上回らないこと

中古機械の貸付け　ポイント①

残存０年でも貸付けOK

- 機械の新品の法定耐用年数と残存期間との関係で貸付年数決定。短縮・延長は不可

残存期間→ 新品について の法定耐用年数↓	6年 のもの	5年 のもの	4年 のもの	3年 のもの	2年 のもの	1年以下 のもの
7年のもの	6年	5年	4年	3年	3年	2年
5年のもの	-	-	4年	3年	2年	2年
4年のもの	-	-	-	3年	2年	2年

中古機械の貸付け　ポイント②

デモ機は、中古の対象にならず、
新品と同じ扱い

- 貸付年数　４～９年（法定耐用年数７年の機械の場合）
- 添付書類（古物商許可写、「中古の貸付施設申告書」）不要

部分貸付け
留意点

部分貸付けのご案内

・畜産関係のどの種類の機械でも

【事例】（本体：部分）

バーンクリーナー：チェーン、ミッション
バルククーラー　：冷凍機、タンク、洗浄装置
パイプラインミルカー：搾乳ユニット、
自動離脱、真空発生装置
トラクター　：エンジン

部分貸付けのご案内

- 貸付申請書　「機械施設の明細」
 本体の機械施設名と、部分の名称を記載

- 「貸付施設の種類」は、本体によって決定

（例 バーンクリーナーならチェーンのみでも畜舎環境改善機械施設）

中古機械の貸付け　部分貸付け

ニーズに合わせて
いろいろな使い方
畜近リースを
ご活用ください











公益財団法人
畜産近代化リース協会



畜産関係施設貸付事業の留意点
（3）貸付申請に際して

① 貸付申請のポイント（リース種類ごと）
② 見積書、カタログ（図面）

Chapter 2

①　貸付申請のポイント
（リース種類ごと）

貸付申請に際して

★　通常リース　★・・・・・・・「転貸」・「直貸」

★　補助付きリース　★

- 畜産特定補助リース（畜産クラスター事業）・・・「転貸」
- 導入促進負担リース
 （中央酪農会議補助、都道府県補助事業）・・・「転貸」
- ICT事業及び楽酪GO事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・「直貸」

貸付申請に際して

転貸の場合！

・**畜産農家等(最終借受者）は、**
所属の農協等に貸付希望の申出を行い、

・**所属の農協等は、**
借受者として貸付申請書を協会に提出

【提出書類】

・貸付申請書

・添付書類

※信用保険に加入する場合は依頼書も含む

通 常 リ ー ス・・・・・・・「転貸」

①申請者（借受者）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類
（貸借対照表、損益計算書等）（注1）
② 都道府県畜産主務課室長の意見書
（R3年度以降、都道府県主務課が認めた場合に限り省略可）
③ 再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注2）
④ 再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る「最終借受者の概要」（注1）
⑤ 販売業者の見積書及びカタログ（設計図）
⑥ 特認機械施設の借受者又は特認の借受者にあっては必要書類
⑦ 中古の貸付施設の借受者にあっては必要書類
⑧ 信用保険に加入する場合は、信用保険加入に係る依頼書
⑨ 借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による
個人情報等の第三者への提供に関する同意書」（注1）
⑩ 再貸付手数料の振込口座を記した書類（注1）
⑪ その他協会が指示した書類

補助付き（畜産特定補助）リース：畜産クラスター事業）・・・「転貸」

① 事業実施主体が交付する事業参加承認通知書の写し
（当該承認通知後に提出すること）
② 申請者（借受者）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類
（貸借対照表、損益計算書等）（注1）
③ 再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注2）
④ 再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る「最終借受者の概要」（注1）
⑤ 販売業者の見積書及びカタログ（設計図）
⑥ 信用保険に加入する場合は、信用保険加入に係る依頼書
⑦ 借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による
個人情報等の第三者への提供に関する同意書」（注1）
⑧ 再貸付手数料の振込口座を記した書類
⑨ その他協会が指示した書類

補助付き（導入促進負担）リース：中酪事業等）・・・「転貸」

① 補助金の交付決定が明らかとなる書類（中央酪農会議等）の写し
（当該承認通知後に提出すること。）
② 申請者（借受者）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類
（貸借対照表、損益計算書等）（注1）
③ 再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し（注2）
④ 再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る「最終借受者の概要」（注1）
⑤ 販売業者の見積書及びカタログ（設計図）
⑥ 信用保険に加入する場合は、信用保険加入に係る依頼書
⑦ 借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による
個人情報等の第三者への提供に関する同意書」（注1）
⑧ 再貸付手数料の振込口座を記した書類
⑨ その他協会が指示した書類

※中央酪農会議の生乳暑熱対応推進緊急対策については（事前着手届、割当内示書）で早期に対応

補助付き（導入促進負担）リース：畜産ICT事業・楽酪GO事業・・・「直貸」

信用保険の加入が必須となる
貸付申請前に、信用保険の保険給付対象となるか否かの確認が必要！

①補助事業に係る事業参加承認通知書の写し
（事業実施主体からの通知後に提出すること）
② 申請者の定款・規約等（法人の場合）
③ 直近年次の財務諸表等 個人の場合：
（青色申告の場合） 確定申告Bの第一表及び青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）
（白色申告の場合） 確定申告Bの第一表及び収支内訳書
法人の場合：
決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
④ 税務署発行の納税証明書（その3（未納の税額のない証明））
⑤ 販売業者の見積書及びカタログ（設計図）
⑥ 個人情報等の第三者への提供に関する同意書」
⑦ その他協会が指示した書類

添付書類の一覧

	承認通知、交付決定通知（写し）	定款、規約、事業報告書等	畜産主務課の意見書	再貸付契約書(案)	最終借受者の概要	見積書及びカタログ	信用保険依頼書	個人情報等同意書	直近年次の財務諸表等	税務署発行の納税証明書	再貸付手数料の振込口座情報	備考
通常リース		○ 注1	○ ※	○ 注2	○ 注1	○	△	○ 注1			○ 注1	※意見書、R3年度以降、都道府県主務課が認めた場合に限り省略可
補助付きリース（転貸） クラスター事業、中酪補助事業等	○ ※	○ 注1		○ 注2	○ 注1	○	△	○ 注1			○ 注1	※中央酪農会議の生乳暑熱対応推進緊急対策については（事前着手届、割当内示書）
補助付きリース（直貸） 畜産ICT事業、楽酪GO事業	○	○ ※				○		○	○ ※	○		※　法人は、定款、規約、決算書類 個人は、確定申告B第一表等

△は任意で加入

通常リースで、年度内申請2回目以降であれば、添付書類は見積書とカタログのみ！

提出時に添付していない書類は、貸付申請書2ページに取消し線を引いていただくと見やすくなります

添付書類の注記について

（注1）

当該年度の最初の申請と変更がない場合は、省略することができる書類

・申請者（借受者）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類

・再貸付けを行う場合は、最終借受者に係る「最終借受者の概要」

・借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による
　　個人情報等の第三者への提供に関する同意書」

（注2）

当協会の借受実績のある借受者の場合は、内容に著しい変更があるときを除き、省略することができる書類

・再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し

②　見積書、カタログ（図面）

見積書とカタログは特に重要！

・機械施設を確認できる唯一の書類

・見積書とカタログで、銘柄、型式、能力等の内容一致を確認

・カタログが無い場合、 図面等を提出し機械施設の概要が視覚的にわかるように

・本体価額以外の設置工事費、輸送費等もリースの対象となる（要相談）

・見積内容は、コンパクトにまとめて記載（本体価額、その他経費）

・値引きがある場合には、1基毎にその差額を本体価額（税抜き）から差引く

見積書確認のポイント！（通常リース）

・あて先は、「（公財）畜産近代化リース協会理事長」名で
・見積日の記入
・納期、有効期限、支払い方法は、「貴協会の指示による」
・銘柄、型式、能力及び最終借受者名を記入
・印紙税対象費用（据付工事費等）がある場合には、これを別段書きとし、本体部分との合計額を見積価額とする
・値引きがある場合には、1基毎にその差額を本体価額（税抜き）から差引く【見積合計額（税抜き）ではありません】
・見積書の　消費税抜き価額は、※1,000円単位とする

※例示　5，555，555円⇒5，555，000円 or5,556,000円

見積書確認のポイント！（補助付きリース）

- 見積書は写しで可
- 見積書のあて先並びに貸付施設の納期、見積書の有効期限及び代金支払方法の欄の記入については、事業実施主体が定める記入方法に従って記入
- 銘柄、型式、能力等を記入
- 補助対象外のその他の経費（据付工事費等）を含めてリースを希望する場合は、これを別段書き（或いは別紙）とし、機械施設の価額とその他の経費の合計額を見積価額とする
- 機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、その他の経費にならって見積書にオプション等を明記する
- 補助対象外のその他の経費、本体に付属するオプション等の見積書への記載については、事業実施主体に要確認
- なお、楽酪GO事業の補助対象となった施設整備費については、登記及び固定資産税の対象となる建物等を除き、当協会と事前協議の上、取得に要する経費のその他の経費とすることができる

 なお書きによる施設整備費を含めてリースを希望する場合は、施設整備に係る設計図（リースの対象部分が明らかとなるもの）を貸付申請書に添付する



畜産関係施設貸付事業の留意点
（4）動産総合保険、信用保険

Chapter 2

動産総合保険

- 小型特殊自動車及び被牽引式農作業機における保険の取り扱い
- 農業用ドローンの保険の取り扱い

動産総合保険

小型特殊自動車の取り扱いについて

小型特殊自動車とは

★　農耕作業用自動車（自走式）　保険区分Aに該当

トラクター、田植機、コンバイン、
農業用農薬散布車等で
最高速度が３５km/ｈ未満

★　建設作業用自動車（自走式）　保険区分Aに該当

ホイルローダー、フォークリフト、
ショベルローダー等自走式のもので
長さ４.７ｍ、幅１.７ｍ、高さ２.８ｍ以下、
最高速度が１５ｋｍ/ｈ以下

小型特殊自動車の保険の取扱い

公道走行と動産総合保険

★農耕作業用自動車（自走式）

動産総合保険に加入できるが、公道走行中に
発生した事故については対象外。
⇒公道を走る自動車は車両保険で引き受ける。

★建設作業用自動車

動産総合保険には加入できない。
⇒公道を走るには自賠責保険に加入しなければ
ならないため、この時点で動産ではなく自動車扱いとなる。

公道走行するには

登録番号標（緑ナンバー）が必要





被牽引式農作業機の取扱い

被牽引式農作業機とは

・通常トラクターなどの動力を有する農作業機に接続して使用する農作業機。
・単体では使用しない。保険区分Dィに該当。

動産総合保険に加入できるが公道走行中に発生した事故については対象外。

・ロールベーラー
・農業用トレーラ
・マニアスプレッダー
・バキュームカー　など



被牽引式農作業機の保険の取扱い

被牽引式農作業機については、

- 令和7年度以降の契約については公道走行中の事故は対象外
- 令和6年度以前の契約については公道走行中の事故も対象として扱う。

（登録番号標の交付を受けていない場合も含む）





農業用ドローンの保険適用について

「農業用ドローンはリースの対象になるか？」

＜保険会社の回答＞

・盗難
・紛失　のリスクが非常に高い。



現行契約の保険区分、保険料の徴収方法では引き受けられない。

検討中　？！

信用保険

・信用保険の加入手続き（転貸・直貸）

・事故と確定するまでの手続き（延滞）（最終転貸者）

加入手続き（転貸）

最終転貸者

・最終借受者の**直近の決算書類**を取り寄せる

個人・・　青色申告書もしくは白色申告書

法人・・　事業報告書（決算書）

- 該当箇所をチェックし**黒字であることを確認**する

個人・・　青色　損益計算書（農業所得用）

白色　収支内訳書

法人・・　貸借対照表

別添２（Q13関係） 目次に戻る

【法人の場合】

貸 借 対 照 表

（単位:円）

平成○○年 12 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		買掛金	1,748,590
現金	448,690	未払金	540,674
普通預金	3,359,011	短期借入金	2,911,825
定期預金	5,800,000	預り金	37,900
定期積金	200,000	未払消費税	418,000
現金・預金 計	9,807,701	流動負債 計	5,656,989
（売上債権）		【固定負債】	
売掛金	3,881,688	長期借入金	4,090,000
売上債権 計	3,881,688	固定負債 計	4,090,000
（棚卸資産）		負債の部合計	9,746,989
仕掛品	34,286	純資産の部	
貯蔵品	1,279,830	【資本金】	
育成仮勘定	4,967,238	資本金	13,000,000
棚卸資産 計	6,281,354	資本金 計	13,000,000
（その他流動資産）		【利益剰余金】	
仮払金	14,865	利益準備金	800,000
未収入金	67,078	繰越利益剰余金	8,273,917
その他流動資産 計	81,943	（うち当期利益）	1,521,201
流動資産合計	20,052,686	利益剰余金 計	[illegible]
【固定資産】		純資産の部合計	22,073,917
（有形固定資産）			
建物付属設備	1,909,833		
機械及び装置	955,557		
生物	6,173,472		
土地	2,643,578		
有形固定資産 計	11,682,440		
（投資等）			
出資金	50,000		
保険積立金	35,780		
投資等 計	85,780		
固定資産合計	11,768,220		
資産の部合計	31,820,906	負債・純資産の部合計	31,820,906

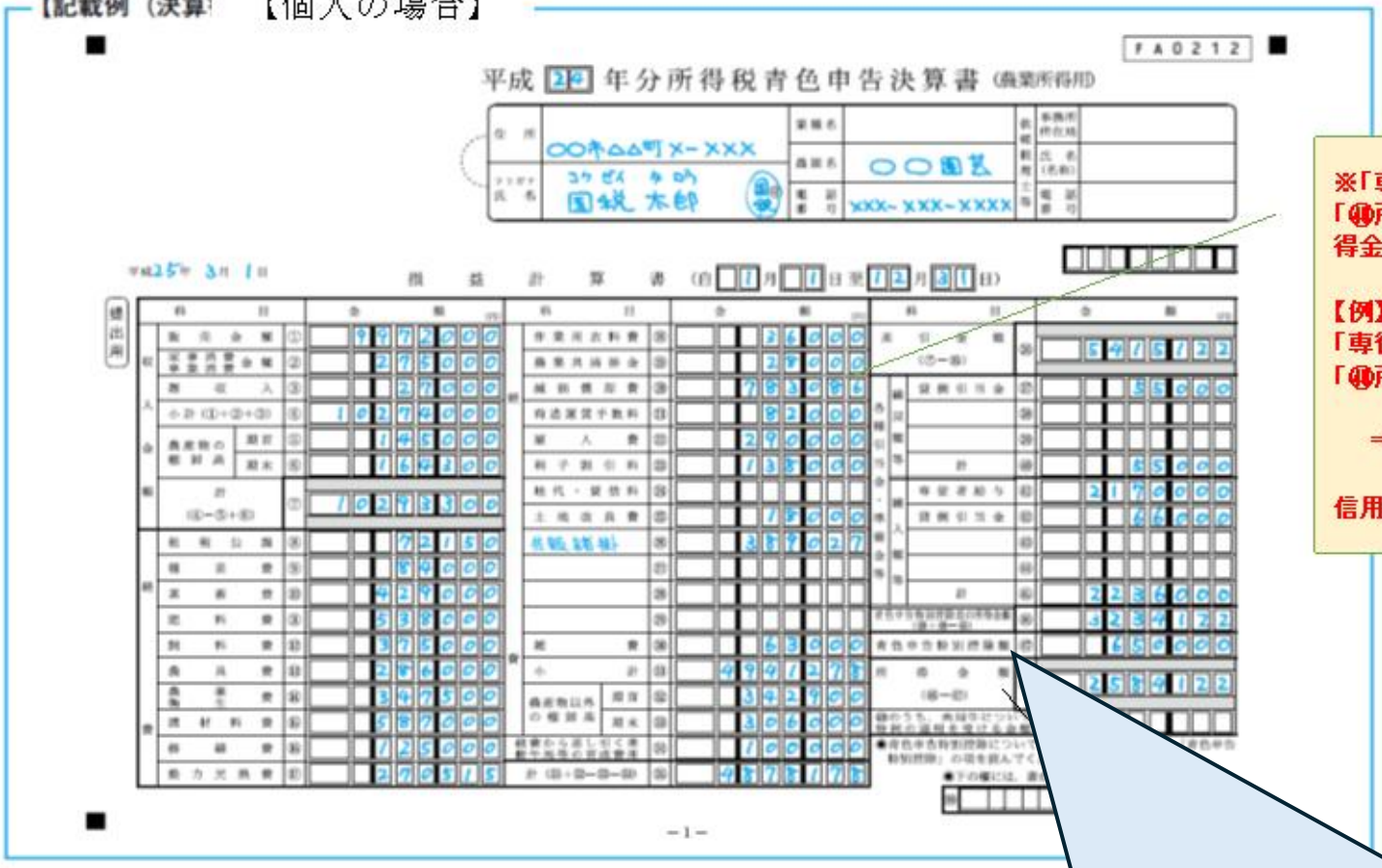
★ **貸借対照表の「純資産の部」**の金額が、

プラスの時：保険金の**支払対象**

マイナスの時：保険金の**支払対象外**

別添３（Q13関係） 目次に戻る

【記載例（決算書）　【個人の場合】



※「専従者給与」の支払がある場合、「㊱所得金額」に当該給与額を加えて、所得金額を再計算できます。

【例】
「専従者給与」　1,000,000円
「㊱所得金額」　▲800,000円の場合、
再計算された所得金額は、
⇒ ▲800,000円＋1,000,000円
＝200,000円　となりますので、
信用保険の保険金支払対象となります。

★青色申告書Bにおける損益計算書の「**所得金額**」が、

プラスの時：保険金の**支払対象**

マイナスの時：保険金の**支払対象外**

加入手続き（直貸）

事務委託団体

・借受者の**直近の決算書類**を取り寄せる

個人・・　青色申告書もしくは**白色申告書**

法人・・　事業報告書（決算書）

リース協会

• 該当箇所をチェックし黒字であることを確認する

個人・・　青色　損益計算書（農業所得用）

白色　収支内訳書

法人・・　貸借対照表

加入手続き（共通）

※保険の対象額が2,000万円超の場合

・更に**2**ヵ年分（**2**年度分）の決算書類を取り寄せ**黒字**であるか確認

・**全てが黒字**である場合保険会社に提出し審査を受ける。

加入手続き（共通）

※保険の対象額が2,000万円超の場合

・**審査には概ね2週間程**の時間が掛かるので早めの対応が必要。

直貸においては保険対象がリース契約の**必須条件**
特に**迅速な対応**が必要

保険事故確定までの手続き（延滞）①
（最終転貸者➡最終借受者）

貸付料等延滞の場合

1. 延滞時（9月及び3月）に最終借受者に**督促の連絡**をする。

 借受者を通じてリース協会に報告

2. 延滞時から**2か月経過時**に配達証明付内容証明郵便による**督促状**を送付。

 借受者を通じてリース協会に報告

保険事故確定までの手続き（延滞）②（最終転貸者➡最終借受者）

貸付料等延滞の場合

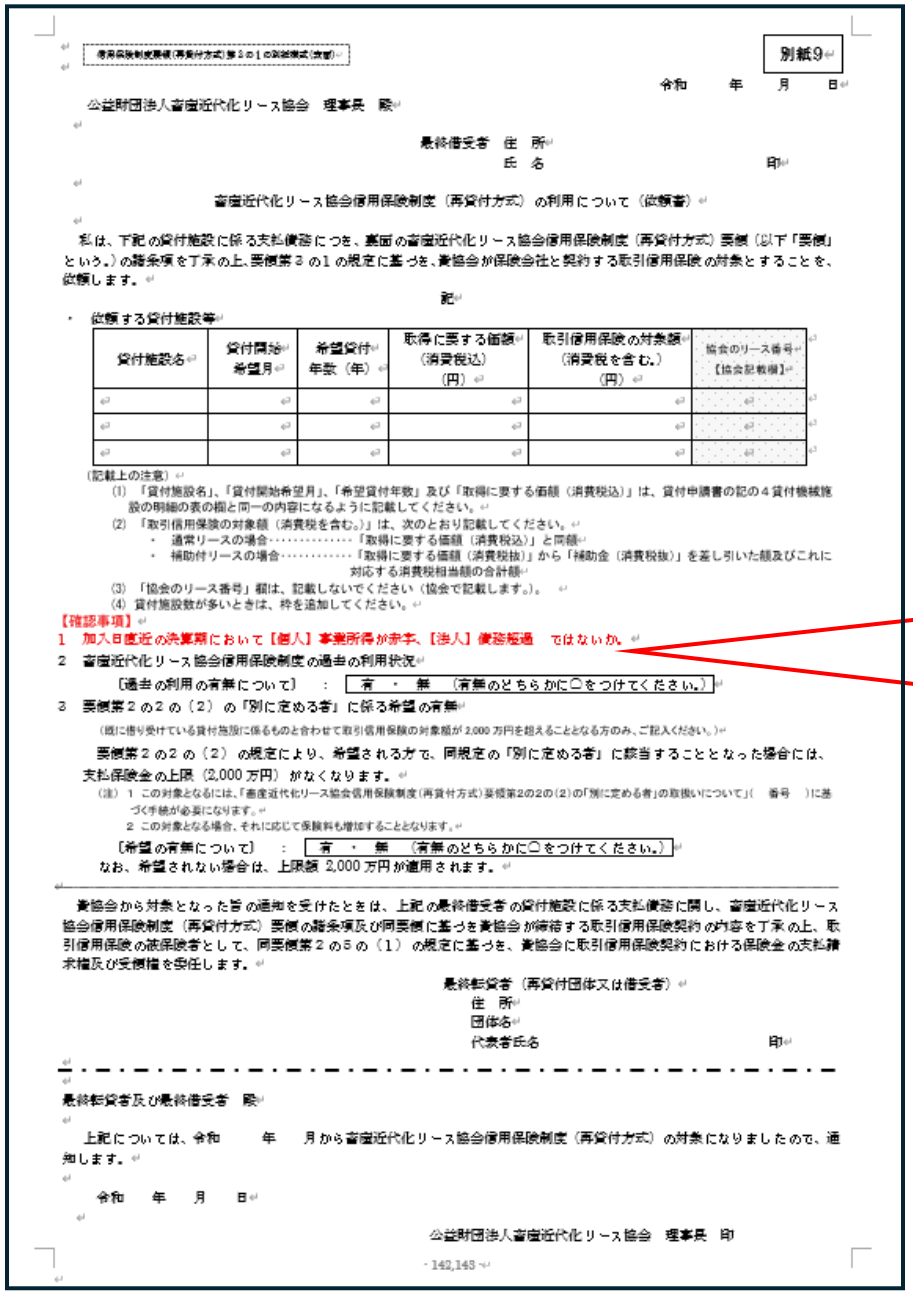
3. 延滞時から**3か月経過**しても支払いがない場合。

 借受者を通じて直ちにリース協会に報告

4. リース協会の指示を受け、再（再）貸付**契約を解除**し**精算額の支払請求**を行う。

 借受者を通じてリース協会に報告

信用保険制度要領
（再貸付方式）
第３の１の別紙様式



別紙9

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

最終借受者　住　所
　　氏　名　　印

畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）の利用について（依頼書）

私は、下記の貸付施設に係る支払債務につき、裏面の畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第３の１の規定に基づき、貴協会が保険会社と契約する取引信用保険の対象とすることを、依頼します。

記

・　依頼する貸付施設等

貸付施設名	貸付開始希望月	希望貸付年数（年）	取得に要する価額（消費税込）（円）	取引信用保険の対象額（消費税を含む。）（円）	協会のリース番号【協会記載欄】

（記載上の注意）
(1)「貸付施設名」、「貸付開始希望月」、「希望貸付年数」及び「取得に要する価額（消費税込）」は、貸付申請書の記の４貸付機械施設の明細の表の欄と同一の内容になるように記載してください。
(2)「取引信用保険の対象額（消費税を含む。）」は、次のとおり記載してください。
・　通常リースの場合……「取得に要する価額（消費税込）」と同額
・　補助付リースの場合……「取得に要する価額（消費税抜）」から「補助金（消費税抜）」を差し引いた額及びこれに対応する消費税相当額の合計額
(3)「協会のリース番号」欄は、記載しないでください（協会で記載します。）。
(4) 貸付施設数が多いときは、枠を追加してください。

【確認事項】
1　加入日直近の決算期において【個人】事業所得が赤字、【法人】債務超過　ではないか。
2　畜産近代化リース協会信用保険制度の過去の利用状況
〔過去の利用の有無について〕　：　有　・　無　（有無のどちらかに○をつけてください。）
3　要領第２の２の（２）の「別に定める者」に係る希望の有無
（既に借り受けている貸付施設に係るものと合わせて取引信用保険の対象額が2,000万円を超えることとなる方のみ、ご記入ください。）
要領第２の２の（２）の規定により、希望される方で、同規定の「別に定める者」に該当することとなった場合には、支払保険金の上限（2,000万円）がなくなります。
（注）１　この対象となるには、「畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領第2の2の(2)の「別に定める者」の取扱いについて」（　番号　）に基づく手続が必要になります。
２　この対象となる場合、それに応じて保険料も増加することとなります。
〔希望の有無について〕　：　有　・　無　（有無のどちらかに○をつけてください。）
なお、希望されない場合は、上限額2,000万円が適用されます。

貴協会から対象となった旨の通知を受けたときは、上記の最終借受者の貸付施設に係る支払債務に関し、畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領の諸条項及び同要領に基づき貴協会が締結する取引信用保険契約の内容を了承の上、取引信用保険の被保険者として、同要領第２の５の（１）の規定に基づき、貴協会に取引信用保険契約における保険金の支払請求権及び受領権を委任します。

最終転貸者（再貸付団体又は借受者）
住　所
団体名
代表者氏名　　印

最終転貸者及び最終借受者　殿

上記については、令和　　年　　月から畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）の対象になりましたので、通知します。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　印

- 142,143 -

加入日直近の決算期において
【個人】事業所得
【法人】債務超過
がないこと

公益財団法人
畜産近代化リース協会

